

伊賀市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月23日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第50号

伊賀市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市体育施設条例施行規則（平成26年伊賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的と」を「もの」に改める。

第2条第1項から第3項までを次のように改める。

条例第6条の規定による体育施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、条例第3条の規定により体育施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が定める様式による申請書により申請するものとする。ただし、阿山B&G海洋センタープールの個人使用及び大山田B&G海洋センタープールの個人使用については、申請を省略することができる。

2 使用許可は、指定管理者が定める様式により行う。

3 第1項本文及び前項の規定は、使用許可を受けた事項の変更について準用する。

同条第4項中「市長及び」及び「施設の」を削り、「を施設」を「を、体育施設」に改め、同条第5項第3号中「その他直営施設については市長が、指定管理施設については指定管理者」を「前2号に掲げるもののほか、指定管理者」に改め、同条第6項中「直営施設に関しては市長において、指定管理施設に関しては」を削る。

第3条中「市長又は」を削り、「次の」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の」に、「者に対し」を「ときは」に、「使用」を「当該使用許可」に改め、「又は」の次に「当該使用者の体育施設への」を、「若しくは」の次に「当該使用者を体育施設から」を加え、同条第4号中「おびた」を「帯びた」に改め、同条第6号中「その他直営施設については市長が、指定管理施設については指定管理者が、適当」を「前各号に掲げる者のほか、指定管理者が適当」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1号中「及び」

を「又は」に改め、「幼稚園が」の次に「保育又は」を加え、同条第2号中「直営施設については市長が、指定管理施設については」を削り、「うえ」を「上」に改める。

第6条中「及び競技場」を「又は上野運動公園競技場」に、「をペイントする」を「のペイントを必要とする」に改める。

第7条の見出し中「指示」の次に「の遵守等」を加え、同条中「管理上」を「指定管理者の管理上」に改める。

第8条中「直営施設に関しては市長の、指定管理施設に関しては」を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

令和4年5月23日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第51号

令和4年6月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(端数計算)

第1条 伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第6号）附則第2項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第2条 この規則に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。